

滋賀県教育会「心の教育推進（篤行）」顕彰要項

一般社団法人 滋賀県教育会

1 趣 旨

地域や学校園において、心の教育にかかわる事業や活動を積極的に行い、その業績が顕著な個人または団体を顕彰し、広く広報することによって、「心の教育」の一層の推進を図る。

2 対象者

県内に居住し、各地域で活動する者。（大人でも幼児・児童・生徒でもかまいません）

3 対象となる行為、業績

令和6年度に行われたもの、もしくは、長年にわたり常時または定期的に継続されているもの。

- (1) 身近にいる人（幼い人、友人、大人、高齢者、体の不自由な人等）に温かく接し、相手の立場に立って親切にした行い
- (2) 環境の美化、公共の愛護、公衆道徳の普及・実践、奉仕活動等学校生活や社会生活に尽くした行い
- (3) 上記の活動を行うグループの指導や育成に尽くした行い
- (4) その他の活動
上記に当てはまらないが、この事業の趣旨からみて、顕彰することが望ましいと認められる行い

4 推薦・選考手続き

- (1) 推薦者は別紙様式による推薦書を作成し、各郡市教育会を經由して滋賀県教育会事務局に提出する。別紙様式は滋賀県教育会ホームページからダウンロードできます。
- (2) 推薦された者については、県教育会で審査し、県研究大会等で表彰状を贈るとともに広報紙等で一般に紹介する。

5 推薦締め切り、表彰等

- (1) 推薦者は別紙推薦書により1月半ばまでに一般社団法人滋賀県教育会まで提出する。
- (2) 2月の本会理事会において選考する。
- (3) 本会の研究大会等において表彰する。
- (4) 「近江教育」に掲載する。



ホームページ QR コード  「滋賀県教育会」で検索

一般社団法人 滋賀県教育会

〒520-0807 滋賀県大津市松本一丁目 2-1

TEL 077-521-0031 FAX 077-521-0055

E-mail shigakenkyoikukai@soleil.ocn.ne.jp